

防 犯 灯 補 助 金 制 度

<補助の対象>

1. 町内会等が設置し、または維持管理を行う防犯灯。
2. 電力柱または単独柱に電灯を取り付けた定額灯であること。(公衆街路灯)
3. 既存の防犯灯で、「上記2.」に基づき、建替えを行ったもの。
4. 電灯の器具は、蛍光灯、水銀灯、ナトリウム灯又はLEDの100W以内で、自動点滅器を取り付けたもの。
5. 設置間隔が20m以上のもの。
6. 防犯等の管理費で、電力会社が防犯灯(公衆街路灯)と認定し、その取扱いのもとに請求したもの。

【随時受付】

1. 新設補助	2. 修繕補助 3. 変更補助
新規設置又は建替えの費用	【修繕】 不点灯及び破損等に対する現状の機能を回復するために必要な費用 【変更】 撤去、移設、灯具の向きの調整、灯具の機種変更に必要な費用
経費の 6割 を補助	経費の 5割 を補助

【年1回1月受付】

4. 管理費補助
町内会等が支払った 前年の1月～12月利用分の電気料
経費の 8割 を補助

※ただし、工事見積額または防犯灯設置基準単価から算出した額のいずれか低い額となります。

防犯灯補助金(新設・修繕・変更)交付申請

【提出書類】

- ①申請書(申請者欄は町内会等の会長名)
- ②防犯灯の位置図(共架予定又は既設の電柱番号を記載)
- ③見積書(電気工事店等から町内会等への見積書の原本)
- ④市税納税状況の確認承諾書(申請者欄は町内会等の会長名)

防犯灯補助金(管理費)交付申請

【提出書類】

- ①申請書(申請者欄は町内会等の会長名)
- ②電気料金領収書又は引落し通帳の写し
- ③振込先通帳の写し
- ④防犯灯所在図
- ⑤市税納税状況の確認承諾書

交付決定通知

交付決定(確定)通知

工事の実施 **※施工は交付決定通知後**

補助金請求

【提出書類】

- ①請求書(市の様式)
- ※町内会等で登録している口座を記入

【ご注意ください】

交付決定後に申請内容を変更するとき、又は中止しようとするときは危機管理課まで御相談ください。(例:補助対象経費の増額、設置場所の変更、工事の中止など)
※実績報告書での交付決定額の増額はできません。

実績報告・工事完了検査・交付額確定・請求

【提出書類】

- ①実績報告書
- ②領収書の写し(電気工事店から町内会等への領収書の写し)
- ③工事写真(着手前・完了後・点灯状況)
- ④請求書(市の様式) ※町内会等で登録している口座を記入

※【提出期限】事業の完了日から起算して30日以内又は事業の完了日の属する年度の末日のいずれか早い日

補助金交付

補助金交付